

山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症等による影響で、山科区内で貧困等により困難をかかえる子どもたちが、バランスの良い食事を摂り、健康や生活習慣の向上を図ることで心身ともに健全な成長を促すことを目的として、地域団体等が行う取組に対する補助金の交付について、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金（以下「支援事業補助金」という。）の補助対象事業は、次条に定める補助対象者が山科区内において実施する子どもへの食事を無償又は食事の提供等に係る実費を超えない金額で提供する事業であり、次の各号のいずれにも該当し、補助を受けようとする年度中に実施されるものとする。

- (1) 利用者を限定することなく広く山科区内から受け入れること
- (2) 原則、18歳未満の子どもが、おおむね5名程度見込めること
- (3) 事業実施にあたっては、広く周知を行うこと
- (4) 事業の実施等において、子どもの衛生管理・安全管理に十分配慮すること
- (5) 地域住民の理解と協力を得られること
- (6) 利用料を徴収する場合は、食事の提供に係る実費等の低廉なものに限ること
- (7) 営利を目的とした事業でないこと
- (8) 政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業でないこと
- (9) 特定の技能の向上を目指す教室事業でないこと
- (10) 法令及び京都市の条例、規則、その他の規定を遵守すること

(補助対象者)

第3条 支援事業補助金の補助対象は、山科区を拠点に活動する団体・グループ（以下「団体等」という。）とする。なお、個人は対象外とする。

2 前項に該当する団体等であっても、以下の各号に該当する場合は、補助の対象外とする。

- (1) 構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含む団体・グループ
- (2) その他、公序良俗に反する団体・グループ

(補助対象経費)

第4条 支援事業補助金の対象となる経費は、子どもへの食事の提供に要する経費のうち次の各号に該当する経費であって、事業の実施に最低限必要な費用とする。

- (1) 材料費等
- (2) 使用料・賃貸料
- (3) 印刷製本費
- (4) その他やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長が必要であると認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は、補助対象経費に含まない。

- (1) 団体等の運営に要する経費
- (2) 当該事業の実施に直接必要とされない経費
- (3) 使途が特定できない経費
- (4) その他やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長が適当でないと認める経費

(補助額)

第5条 支援事業補助金の額は、前条に掲げる経費について、10万円を上限として予算の範囲内でやましな輝きプロジェクト実行委員会委員長が必要かつ適当と認める額とする。

(交付の申請)

第6条 支援事業補助金の交付を申請しようとする団体等は、別に定める申請期間に、山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えてやましな輝きプロジェクト実行委員会委員長へ提出する。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 事業予算書(第3号様式)
- (3) 団体等の規約・会則・役員名簿
- (4) 団体等の概要や事業内容が分かる書類
- (5) 事前着手届(第4号様式)
- (6) その他やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援事業補助金の交付、交付額及び交付条件、又は不交付の決定をする。

2 やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長は、前項により交付又は不交付の決定をしたときは、山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金交付決定通知書(第5号様式)又は山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金不交付決定通知書(第6号様式)により、それぞれの団体等に通知する。

(申請事項の変更等)

第8条 支援事業の内容又は経費の配分の変更に係るやましな輝きプロジェクト実行委員会委員長の承認の申請は、事前相談を行ったうえで、山科区における子どもへの食事提供支援事業変更承認申請書(第7号様式)を提出する。

ただし、軽微な変更は除く。

2 前項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助目的達成のために行う、総事業費の増減を伴わない経費配分の変更
- (2) 補助目的達成のため、又は補助目的に影響を及ぼさない範囲で、より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更
- (3) 補助目的達成のため、総事業費10%以内の減少を伴う経費の変更

3 補助事業の中止又は廃止に係るやましな輝きプロジェクト実行委員会委員長の承認の申請は、山科区における子どもへの食事提供支援事業中止・廃止承認申請書(第8号様式)により行うものとする。

4 やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長は、第1項の規定による申請があった場合において、これを審査し、承認したときは、山科区における子どもへの食事提供支援事業変更承認通知書(第9号様式)により、承認しないときは、山科区における子どもへの食事提供支援事業変更不承認通知書(第10号様式)により申請団体等に通知する。

5 やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長は、第3項の規定による申請があった場合において、これを審査し、承認されたときは、山科区における子どもへの食事提供支援事業中止・廃止承認通知書(第11号様式)により、申請団体等に通知する。

(実績報告)

第9条 交付の決定を受けた団体等は、事業完了30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、山科区における子どもへの食事提供支援事業完了報告書（第12号様式）に、次に掲げる書類を添えてやましな輝きプロジェクト実行委員会委員長へ提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第13号様式）
- (2) 事業決算書（第14号様式）
- (3) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (4) 事業の実施状況が分かる資料
- (5) その他やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長は、前条の規定による報告により、補助対象事業が適切に行われたと認めるときは、支援事業補助金の交付額を決定し、山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金交付額確定通知書（第15号様式）により通知したうえ、補助金を交付する。

（補助金の概算払）

第11条 やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長は、事前に必要と認めるときは、交付予定額の1/2を上限として概算払を行うことができる。

- 2 交付の決定を受けた団体等は、前項の規定に基づき概算払を受けようとするときは、山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金概算払請求書（第16号様式）をやましな輝きプロジェクト実行委員会委員長へ提出しなければならない。
- 3 概算払した支援事業補助金は、前条の規定により決定した交付額に基づき精算する。
- 4 第8条3項の規定により事業を中止する場合は、交付の決定を受けた団体等は、概算払で受けた支援事業補助金の全額を返還しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長は、第7条に規定する交付の決定を受けた団体等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援事業補助金の全額もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 支援補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき
- (2) 交付の目的以外に支援事業補助金を使用したとき
- (3) 第8条第1項又は第3項の規定により、変更、中止又は廃止の承認を受けたとき
- (4) 支援事業補助金の全額又は一部を使用しなかったとき
- (5) この要綱の規定に違反したとき

（他の補助金との併用禁止）

第13条 同一団体等が同一事業において、当該補助金と京都市の補助金を重ねて交付を受けることは禁止する。重ねて補助金を受け取った場合は、当該補助金の返還を求めることができる。

（補則）

第14条 本要綱において定めのない事項については、やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長が別に定めるものとする。

附則

本要綱は、令和2年6月22日から施行する。

山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長

団体名 _____

代表者役職名・氏名（フリガナ）

_____ 印

下記により山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金の交付を受けたいので、山科区における子どもへの食事提供支援補助金交付要綱第6条の規定により、令和____年度補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

申請額			
事業開始予定日	年 月 日	事業完了予定日	年 月 日
関係書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（第2号様式）		
	<input type="checkbox"/> 事業予算書（第3号様式）		
	<input type="checkbox"/> 団体等の規約・会則、役員名簿		
	<input type="checkbox"/> 事前着手届（第4号様式） ※交付決定前に事前着手する（又はしている）場合のみ		
添付書類	<input type="checkbox"/> 団体の概要や事業内容が分かる書類		

<団体の概要>

団体所在地	(〒 -)		
電話		FAX	
E-Mail		構成人数	人

<交付申請書に関する問い合わせ> ※代表者と同じ場合は記入不要

担当者氏名		郵送先	(〒 -)	
電話		FAX		E-Mail

事業計画書（山科区における子どもへの食事提供支援事業）

団体（法人）の名称			
代表者役職名・氏名			
団体所在地			
取組名称			
事業開始（予定）年月日	年	月	日
実施時間			
実施頻度	（例）毎週●曜日，月に●回（第4●曜日）等		
実施場所	住所	場所種別	福祉施設・公共施設・店舗・民家・その他（ ） ※いずれかに○
	施設名	（会場の最大収容人数： 人）	
1回あたりの利用人数	大人： 人 子ども： 人 （うち乳幼児 人，小学生 人，中学生 人）		
事業の内容	<p>① 実施体制 （現場責任者： （電話番号 - - ）） （スタッフ人数： 人 ※参加予定のスタッフ名簿を添付してください。）</p> <p>② 実施内容</p> <p>③ 利用者負担</p> <p>④ 周知方法</p> <p>※事業に関するチラシ等があれば添付してください。</p> <p>⑤ 安全管理・衛生管理・備品等の保管方法</p> <p>【ボランティア保険，行事保険の加入】 有・無 ※いずれかに○ 【京都市医療衛生センターへの相談】 実施済・未実施 ※いずれかに○</p> <p>⑥ [食事を提供する場合]食事の内容（メニューの考え方等）</p> <p>【厨房の有無】 有・無 ※いずれかに○，無の場合は食事の提供方法を記載してください。</p> <p>⑦ 主催者以外の協力者・協力内容</p> <p>（例）民生委員，自治会，保護者，企業や商店，NPO法人，学校，社会福祉協議会 等</p>		

第3号様式（第6条関係）

事業予算書（山科区における子どもへの食事提供支援事業）

1 収入（対象経費に充てるもののみ）

項目	内訳（名称，単価，数量等を具体的に御記入ください。）	金額（円）
山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金		
併用する他の交付金，補助金等		
民間助成金等		
事業収入 （参加費，寄付金等）		
自己負担		
収入合計		

注）併用する他の交付金は，申請中，申請見込みのものも記入してください。

2 支出（対象経費のみ）

項目	内訳（名称，単価，数量等を具体的に御記入ください。）	金額（円）
材料費等		
使用料・賃貸料		
印刷製本費		
その他経費		
支出合計		

第4号様式（第6条関係）

山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金
事前着手届

年 月 日

（あて先） やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長

（団体名）

（代表役職名）

（代表氏名）

印

年 月 日付けで申請の山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金に係る事業について、交付決定前に着手します（又はしています）ので、届け出ます。

着手(予定)年月日 (事業開始日(第1回の取組開始日))	年 月 日
---------------------------------	-------

注：本様式は、交付決定前に事業着手する（又はしている）場合に御提出いただく必要があるものです。但し、必ずしも交付決定がなされるとは限りません。

山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長 印

年 月 日付けで申請のありました山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので、山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

取 組 名 称	
補 助 金 交 付 予 定 額	
交付の条件	(1) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、完了届を提出してください。 (2) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の取消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあります。 (3) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがあります。

山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金不交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長 印

年 月 日付けで申請のありました山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金については、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

取 組 名 称	
補 助 金 交 付 予 定 額	
不交付の理由	

山科区における子どもへの食事提供支援事業変更承認申請書

年 月 日

（あて先）やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長

（団体名）

（代表役職名）

（代表氏名）

印

年 月 日付け 号で補助金交付の決定通知を受けた事業計画について、山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり変更したいので承認願います。

取 組 名 称		
理 由		
補 助 事 業 内 容	変 更 前	変 更 後
補 助 対 象 経 費 (変更のみ)		
理 由		
備 考		

※ 添付書類 変更内容を明らかにするもの

山科区における子どもへの食事提供支援事業中止・廃止承認申請書

年 月 日

（あて先）やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長

（団体名）

（代表役職名）

（代表氏名）

印

年 月 日付け 号で補助金交付の決定通知を受けた事業計画について、山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり中止・廃止したいので承認願います。

取 組 名 称	
区 分	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止
理 由	
備 考	

山科区における子どもへの食事提供支援事業変更承認通知書

第 号

年 月 日

様

やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長 印

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を行った山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金に係る事業について、年 月 日付で申請のあった、山科区における子どもへの食事提供支援事業変更承認申請書に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので、通知します。

記

取 組 名 称	
変更事業内容（変更があった場合のみ）	
変更補助金交付予定額 （変更があった場合のみ）	
交付の条件	<p>(1) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、完了届を提出してください。</p> <p>(2) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の取消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあります。</p> <p>(3) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがあります。</p>

山科区における子どもへの食事提供支援事業変更不承認通知書

第 号

年 月 日

様

やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長 印

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を行った山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金に係る事業について、年 月 日付で申請のあった、山科区における子どもへの食事提供支援事業変更承認申請書に基づき、下記のとおり変更を不承認としましたので、通知します。

記

取 組 名 称	
不承認の理由	

山科区における子どもへの食事提供支援事業中止・廃止決定通知書

第 号

年 月 日

様

やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長 印

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を行った山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金に係る事業について、年 月 日付で申請のあった、山科区における子どもへの食事提供支援事業中止・廃止申請書に基づき、下記のとおり交付の中止・廃止を決定しましたので、通知します。

記

取 組 名 称	
---------	--

山科区における子どもへの食事提供支援事業完了報告書

年 月 日

（あて先）やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長

団体名 _____

代表者役職名・氏名（フリガナ）

_____ 印

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助金に係る事業について、山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金交付要綱第9条の規定により事業が完了したことを報告します。

なお、本書に添付している領収書等の写しは、原本と相違ないこと及び本団体の支出であることを証明します。

1 決算額	円 (事業決算書の「山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金」の額)
2 関係書類	事業報告書（第13号様式）
	事業決算書（第14号様式）
	領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し (日付, 宛名, 領収者(団体名), 品物名(但し書き)の記載が必要)
	事業の実施状況や参加状況が分かる資料 (記録写真, 作成したチラシ, パンフレット, 事業が掲載された新聞記事等)

事業報告書（山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金）

年 月 日

団体名 _____

取組名称	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業の実施状況	<p>(※ 実施した事業の年月日（回数）、場所、内容、参加者数等を明記してください。)</p>

事業決算書（山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金）

1 収入（対象経費に充てるもののみ）

項目	内訳（名称，単価，数量等を具体的に御記入ください。）	金額（円）
山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金		
併用する他の交付金，補助金等	名称（ ）	
民間助成金等		
事業収入 （参加費，寄付金等）		
自己負担		
収入合計		

2 支出（対象経費のみ）

項目	内訳 （名称，単価，数量等を具体的に御記入ください。）	金額（円）	領収書 No.
材料費等			
使用料・賃貸料			
印刷製本費			
その他経費			
支出合計			

山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金交付額確定通知書

第 号

年 月 日

様

やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長 印

年 月 日付 第 号で交付決定した山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

取 組 名 称	
補助金交付予定額	金 円 (うち概算払 円)

山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

（あて先） やましな輝きプロジェクト実行委員会委員長

（団体名）

（代表役職名）

（代表氏名）

印

山科区における子どもへの食事提供支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、補助金の概算払を請求します。

交 付 決 定 日 及 び 決 定 番 号		
取 組 名 称		
実 施 年 月 日		
補助金交付（予定）額		
概 算 払 請 求 額		
理 由		
振 込 口 座	銀 行 名 等	銀行・信用金庫・信用組合 店
	預 金 種 目	① 普通, ② 当座, ③ その他 () ※いずれかに○
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 の 住 所	
	口 座 名 義	

注) 振込口座は団体名義で開設したものとしてください。